

主観点数の改正について

①福祉施設応援企業の優遇について

[概要]

- 平成 30 年度から「しが障害者施設応援企業認定制度」が施行されることから、この認定を受けた企業を入札参加資格審査における評価項目に加えることとする。
主観点数は認定級により 1 点から 5 点とする。ただし、「障害者雇用」と合わせて 30 点を限度とする。

○現行制度

障害者雇用（計 30 点）

審査基準日（10 月 1 日現在）において

- 障害者雇用率が 2% 以上の場合に 20 点を加算する。
- 法定雇用障害者数を超える雇用につき 5 点を加算する。（上限 10 点）

1. 内容

入札参加資格審査における主観的評価項目に以下を加える。

○しが障害者施設応援企業認定制度による認定企業

主 観 的 評 価 項 目	主 観 点 数
A 級	5 点
B 級	4 点
C 級	3 点
D 級	2 点
E 級のうち、発注等実績額が年間 15 万円以上(※)	1 点

※E 級については、発注等実績額の認定要件が年間 30 万円未満であるため、発注等実績額が年間 15 万円未満であっても E 級の認定を受けることは可能であるが、主観点数の対象は、発注等実績額が年間 15 万円以上の認定企業に限るものとする。

ただし、既設の評価項目の「障害者雇用（計 30 点）」と合わせて 30 点を限度とする。

2. 今後の予定

- 平成 30 年 4 月～平成 31 年 3 月 調達期間
- 平成 31 年 4 月～5 月 認定申請 → 認定（障害福祉課）
- 平成 31 年 10 月 1 日以降の入札参加資格審査より適用開始

②応急救援活動（応急救援活動の実施）の廃止について

〔概要〕

- ・「応急救援活動（応急救援活動の実施）」は、平成 26 年度の改正で新設された主観的評価項目で、応急救援活動を実施した工事について、1 工事当たり 5 点（上限 20 点）を加算している。当該活動の実績は、災害発生の有無に左右されるため主観点数の申請業者に地域的な偏りが生じていることから、主観的評価項目の対象としないこととする。

○現行制度

応急救援活動（応急救援活動の実施）

国、県または市町の要請により応急救援活動を実施した工事について、1 工事当たり 5 点を加算する。（上限 20 点）

1. 内容

入札参加資格審査における主観的評価項目から以下を削除する。

- 「応急救援活動（応急救援活動の実施）」

2. 今後の予定

- ・平成 31 年 10 月 1 日以降の入札参加資格審査より廃止